

10

期別納付額

概算・確定保険料申告書 ㉔

㉔ 期別 納付 額	第1期又は 前期	(イ) 概算保険料額 ⑬の(イ) + ⑫ + 次期 以降の(イ)未納額 円	(ロ) 労働保険料充当額 ⑭の(イ) (労働保険料分のみ) 円	(ハ) 不足額(⑭の(ハ)) 円	(ニ) 今期労働保険料 ((イ) - (ロ) + (ハ)) 円	(ホ) 一般拠出金充当額 ⑭の(イ) - 一般拠出金分のみ 円	(ヘ) 一般拠出金額 ⑭の(ハ) - ⑭の(ホ) (注2) 円	(ト) 今期納付額((ニ) + (ヘ)) 円
	第2期	(チ) 概算保険料額 ⑬の(イ) + ⑬ 円	(リ) 労働保険料充当額 ⑭の(イ) - ⑭の(ロ) 円	(ス) 第2期納付額 ((チ) - (リ)) 円				
	第3期	(ル) 概算保険料額 ⑬の(イ) + ⑬ 円	(ワ) 労働保険料充当額(⑭の(イ) - ⑭の(ロ) - ⑭の(リ)) 円	(フ) 第3期納付額 ((ル) - (ワ)) 円				

㉔ 期別納付額から押さえる

● 保険料納付 口座振替の可否

口座振替できる（2つ）	口座振替できない（7つ）
・ 概算保険料 (延納の場合も含む) ・ 確定保険料	・ 印紙保険料 ・ 追加徴収に係る概算保険料 ・ 認定決定された概算保険料 ・ 認定決定された確定保険料 ・ 増加概算保険料 ・ 追徴金 ・ 特例納付保険料

口座振替の場合の流れ

- ① 概算・確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出
- ② 所轄都道府県労働局歳入徴収官が金融機関に口座振替の依頼をかける
 - ・ このため、概算・確定保険料申告書は労働基準監督署を経由できる場合があるが、日本銀行を経由できない
 - ・ 金融機関の処理の関係で、振替処理が遅れる場合がある。この場合、2営業日を経過するまでに振替処理が行われれば、納期限内に収めたこととなる